

「神戸市工場排水総合管理システム再構築業務」落札者決定基準

1 落札者決定の概要

落札者の選定にあたっては、入札金額等の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札金額等及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力とシステムの機能等を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価一般競争入札」によって行う。

2 総合評価の方法

入札書に記載された入札金額と提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点を総合評価点として、最も高い者を落札者とする。

- (1) 価格点に 500 点、技術点に 1500 点を配分し、総合評価点の満点を 2000 点とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が複数ある場合は、価格点が高い者を落札者とする。ただし、価格点も同値の場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 価格点

価格点は、入札書に記載された入札金額により次のとおり算出する。ただし、入札金額が予定価格を超過している場合は失格とする。

ただし、落札候補者となるべき者がいない場合は、当初の入札において予定価格を上回る金額をもって入札した者のみを対象として 1 回に限り「再入札」を行う。なお、再入札における価格点と技術点の合計得点が高い者を落札者とする。再入札を行う場合は、予定価格をあらかじめ対象者に通知する。再入札によっても落札候補者となるべき者がいない場合には、不調打切とする。なお、不調打切となった場合は、再入札における価格点と技術点の合計得点が高い者から随意契約の協議を行う場合がある。

$$\text{価格点} = 500 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{入札金額}}{\text{本調達にかかる予定価格}} \right)$$

(小数点以下は四捨五入とする。)

4 技術点

技術点は、提案書をもとに審査を行う。提案書に記載すべき内容は、「提案書記載要領」を参照すること。

「提案書記載要領」には、その提案内容により技術点を配分する「評価項目」と、仕様書に記載の本市が求める要件を満たしていること等を具体的に確認する「確認項目」を設けている。

なお、本業務の履行にあたっては、事業者の幅広い能力・ノウハウ及びシステムの機能等が重要であることから、次の①～③のいずれか一つでも該当する場合は、価格点の開札をせずに失格とする。

- ① 技術点の合計（「提案書記載要領」に記載の次の項目を除く）が 552 点に満たない場合
 - ・ 1-3 地域経済の活性化
 - ・ 2-15, 16 追加機能
 - ・ 6-1 運用保守の経済性
 - ・ 9-1～9-3 追加提案（自由提案）
- ② 「6-1 運用保守の経済性」の技術点が負の値になる場合
- ③ 仕様書に記載の本市が求める要件において、重要度 A のうち一つでも実現できないものがある場合
 （ただし、仕様書 別紙 1-2, 1-3 に記載している重要度 B の項目を除く）

(1) 「評価項目」の配点は表 1 のとおりとする。

表 1 評価項目と配点

評価項目（大項目）		配点
1	事業遂行能力・基本方針	272 点
2	機能要件	360 点
3	非機能要件	54 点
4	構築要件	264 点
5	運用保守要件	102 点
6	運用保守の経済性	202 点
7	システムバージョンアップ要件	30 点
8	その他	54 点
9	追加提案等	162 点
合 計		1500 点

詳細（中項目）は、「提案書記載要領」の「評価項目一覧」を参照のこと。

(2) 「評価項目」の「1-3 地域経済の活性化」及び「6 運用保守の経済性」を除く全ての点数は各項目の配点（提案書記載要領に満点を表示）に、表 2 のとおり評価による乗数を乗じて算出する。

表 2 採点基準

評価	配点に対する乗数
優れている	3 / 3

普通	2 / 3
劣っている	1 / 3
記載がない又は不十分	0 / 3

(小数点以下は四捨五入とする。)

- (3) 「1-3 地域経済の活性化」は該当項目の配点に表3のとおり評価による乗数を乗じて算出する。

表3 採点基準 (地域経済の活性化)

評価	配点に対する乗数
地元企業	4 / 4
準地元企業	3 / 4
その他企業	0 / 4

- (4) 「6 運用保守の経済性」の点数は、5年間の運用保守費用の合計金額により、次のとおり算出する。

なお、運用保守契約については、別途予算措置が必要となるため、当該見積金額での契約を確約するものではない。

$$\text{運用保守の経済性に係る技術点} = 202 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{当該提案価格}}{\text{運用保守費用の上限額}} \right)$$

(小数点以下は四捨五入とする。)

運用保守費用の上限額は次のとおり (消費税及び地方消費税相当額を除く)。

単年度	y 千円
総額 (単年度×5か年)	y × 5 千円

- (5) 「確認項目」で確認する項目は表4のとおりとする。

表4 確認項目一覧

「確認項目」(大項目)	
1	事業遂行能力・基本方針
2	機能要件
3	非機能要件
4	構築要件
5	運用保守要件
8	その他

詳細 (中項目) は、「提案書記載要領」の「確認項目一覧」を参照のこと。